

野々市町子ども読書活動推進計画

平成22年9月
野々市町教育委員会

はじめに

近年、子どもの「活字離れ」や国語力の低下、対話による問題解決能力の低下等が指摘されています。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。しかし、幼児期の読書習慣の不足やテレビ、インターネット、携帯電話等の情報メディアの普及から、子どもたちの読書離れが進んでいると言われていています。

このような状況から、未来を担う子どもたちの読書活動について、ひとりひとりの成長の状況に応じて、豊かな読書体験を得ることができるように、継続した読書の習慣を身に付けるとともに、その環境を整備していくことが課題となっています。

このことを踏まえて国は、子どもの読書活動を推進するための法的整備を図り、これに基づく基本計画、県では推進計画が策定されました。

本町におきましても、国・県の計画を踏まえ、より一層子どもたちが進んで読書活動を行うことができるように、子どもたちへの支援や環境整備に努めなければなりません。

すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書活動を行うことができるように、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を深めていくために、ここに「野々市町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

各領域におかれましては、計画のもと、有意義な読書活動が展開されることを願っております。

本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました野々市町立図書館協議会の方々並びに関係各位に深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

平成22年9月

野々市町教育委員会
教育長 村上 維喜

目 次

1. 計画策定の主旨	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の期間	
(3) 対象年齢	
2. 基本方針	3
(1) 子どもの自主的な読書活動の推進	
(2) 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進	
(3) 子どもの読書環境の整備・充実	
(4) 子どもの読書活動に関する啓発	
3. 実施計画	
(1) 家庭	4
(2) 地域	5
(3) 保育園・幼稚園	9
(4) 学校	11
(5) 町立図書館	18
4. 広報活動	21
5. 推進体制	22
〔事例〕	
事例1 ブックスタート	7
事例2 えほんBOXハウス	8
事例3 園文庫	10
事例4 学校図書館と町立図書館の協力体制	14
事例5 朝の読書	17
事例6 読み聞かせボランティア	20

添付資料

1. 計画策定の主旨

(1) 計画の目的

【子どもたちの全国的な状況 ～各種統計調査から～】

子どもは読書活動を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにします。読書は子どもが広く世界を知り、人生をより深く生きるために欠かせないものです。情報メディアの普及から、子どもたちの読書離れが進んでいる今こそ、子どもに読書の楽しさ大切さを教え、健全でたくましい子どもを育成していかなければなりません。

文部科学省の調査(注1)によると、現在の小中学生のおよそ7割は「読書が好き」と答えています。しかし、小学生に比べると中学生では、その割合がやや少なくなっています。家や図書館での1日の読書時間や、1ヶ月間に読んだ本の冊数(注2)も、学年が高いほど減る傾向があります。「全く読まない」という不読者も学年が高いほど多くみられます。一方、小・中・高校生の平均読書冊数(注3)、全国の公共図書館での小学生への貸出冊数(注4)は増加傾向にあります。これは先の児童生徒の“読書量”の減少傾向とは矛盾しています。おそらく、たくさん読む子どもと、読まない子どもとの二極化が起きているものと見られます。

不読者はその理由として「本を読む時間がないから」「読みたい本がないから」などを挙げています。テレビ、DVD、インターネット、携帯電話、ゲーム等子どもを取り巻く情報メディアが多様化し、それらに時間が割かれ、読書に充てる時間が少なくなっていることが考えられます。

そして興味深いことに、保護者が読書好きであるほど、その子どもも読書好きだという傾向(注2)が見られます。また、家にたくさん図書を置く、子どもをよく図書館に連れていくという保護者の子どもは読書好きであるという傾向も見られます。

こうしたことから、野々市町では、子どもが「1日の中で読書のための時間を持つことができ」、「読みたい図書が読める」施策が必要だと考えます。同時に、保護者への働きかけも重視します。この計画を策定することによって、子どもたちが読書好きになり、自ら読書に親しむことができる大人に成長していくものと考えます。

【策定の背景】

国は、子どもの読書活動を総合的に推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。また、平成14年8月には同法第8条の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、「文字・活字文化振興法」が施行され、教育基本法や学校教育法、図書館法が改正されました。このように子どもの読書活動に関連して次々に法整備が図られています。また、国は、基本計画の成果や今後の課題、諸情勢の変化等を検証し、平成20年3月に新たに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)を定めました。

石川県においても、平成16年3月に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定しました。また、平成21年には、取り組みの成果や課題を明らかにし、今後の方向を示す第二次計画を定めました。

【計画の位置づけ】

野々市町では、国の法律に基づき、国・県の計画を踏まえて、「野々市町教育ユニバーサルプラン」やその他関連する計画と整合性を図りながら、子どもたちが自ら進んで読書に親しみ、よりよい読書習慣を身に付ける施策の方向や具体的な取り組みを示した「野々市町子ども読書活動推進計画」を策定します。

(2) 計画の期間

本計画は、平成22年度から26年度までの5か年計画とします。
ただし、計画の期間中必要に応じて、計画の見直しをするものとします。

(3) 対象年齢

0歳から18歳までを対象とします。

【実施主体】

国が定める「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」の基本的方針に則り、子どもの読書活動推進には地域社会全体の参画・連携が重要であるという考え方に基いて、地域の各施設を主体とします。

注1 平成21年度 全国学力・学習状況調査 調査結果概要 文部科学省

注2 親と子の読書活動等に関する調査 (平成16年) 財団法人 日本経済研究所

注3 第55回読書調査 (2009年実施) 全国学校図書館協議会

注4 社会教育調査 平成20年度結果の概要 文部科学省

2. 基本方針

(1) 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動の推進に努めます。

(2) 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校等それぞれが相互に連携・協力して子どもの読書活動につながる取り組みを推進します。そのために必要な体制の整備に努めます。

(3) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するために、施設や設備、図書等の整備充実に努めます。また、効果的な事業を進め、人材の育成に努めます。

(4) 子どもの読書活動に関する啓発

地域社会全体で子どもの読書活動を推進していく気運を高めるために、あらゆる機会を捉えて広く啓発・普及に努めます。

3. 実施計画

(1) 家庭

《現状と課題》

近年、各家庭にはテレビやゲーム等、個人で視聴する娯楽的なメディアが浸透しており、そのことが家庭における子どもの読書時間を減少させる一因となっています。

家庭は、子どもの読書への興味を育み、習慣づける力を持っています。大人が率先して読書する姿を見せることも、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。

また、子どもが単独で読む読書とは別に、保護者が子どもに読み聞かせる、家族が同じ図書をそれぞれに読んで感想を話し合うなど家族みんなで楽しめる読み方があります。家庭での読書は、家族の絆を深め、大人の心も豊かにしてくれます。読書が家族に新鮮な話題を提供し、言葉によるコミュニケーションを活発化させるからです。保育園や学校に通う以前の乳幼児の読書環境は、特に保護者の関心の度合に影響されやすいものです。近頃忘れられがちな読書の楽しみを、子どもにも保護者にも再認識してもらうことが、家庭での読書を推進する上で重要になります。

《具体的な取り組み》

ア) 読書の大切さを保護者に広く伝えます。

・家庭教育の指針を示す「ののいち元気家族三か条」(注1)の中で、家庭における読書を推奨します。

イ) 家庭における読書への関心を高める機会を作り、子どもと保護者に適切な情報を提供します。

・野々市町の「ノーテレビ・ノーゲームデー」(注2)(毎月第1水曜日)に合わせて、家庭での読書を推奨します。

ウ) 乳児と共に絵本を読む楽しさとその効果を保護者に伝えます。

エ) 親子で読む図書の充実を図ります。

(今後に向けて)

◇出産前の親を対象にした子育て講座を開催します。

(注1) ののいち元気家族三か条

野々市町家庭教育推進協議会が、家庭教育の啓発を目的に策定した指針。子どもの心身の健やかな成長のために、各家庭が取り組むべき事柄が3点にまとめられている。

(注2) ノーテレビ・ノーゲームデー

野々市町が、町内一斉に親子のふれあいを強化する日として取り決めたもの。毎月第1水曜日とする。

(2) 地域

①保健センター

《現状と課題》

保健センターは、乳幼児健診や各種相談が行われ、幼児期に誰もが一度は訪れる施設です。読書は子どもの心の健やかな成長に役立つものです。そのため、読書への関心の高さに関わらず、乳児の保護者には読み聞かせを推奨し、子どもの成長に合わせて自発的な読書へと導いていく取り組みを実施しています。施設内には図書コーナーを設け、子ども図書の貸し出しをしています。子どもがごく幼い頃から読書に親しむので、利用者には好評です。子どもがより多くの図書と出会い、読書の楽しさを体感できるようにするために、さらに何ができるか検討していきます。

《具体的な取り組み》

- ア) 町立図書館と協力してブックスタート(注)を推進します。
- イ) 子ども図書の充実を図り、貸し出しを促進します。
- ウ) 子ども図書に関する情報を広く町民に提供します。

(今後に向けて)

◇町立図書館や子育て支援センター等と協力し、さらに子どもが読書に親しむ機会を増やすように努めます。

(注) ブックスタート

地域の0歳児検診などに訪れた親子に、読書の楽しさや大切さを伝える取り組み。乳児1人1人に絵本が手渡される。

②子育て支援センター・児童館・学童保育

《現状と課題》

子どもの読書離れが進んでいく一方で、図書好きの子どもや、子どもの読書に関心のある保護者も数多くいます。子育て支援センターや児童館・学童保育でも、図書の貸し出しをするなど、読書の機会を提供しています。また、子どもの読書環境を良くしたいという熱意を持ったボランティアも数多くいて、現在既に町内の様々な施設で読み聞かせ活動をしています。ボランティアの活用は、一般町民が読書推進に参画していく上で重要な要素となります。

なお、乳幼児は読書の機会を自ら確保することができません。子どもに直接読書を勧めるだけでなく、子育て中の保護者に働きかけることで、結果として子どもがより多くの読書の機会に恵まれることも確かです。そのため、施設やサービスは「保護者にとっての利用しやすさ」も十分に考慮する必要があります。

《具体的な取り組み》

ア) 各施設がその特性を生かして、子どもや保護者に読書の楽しさを伝え、読書を通して子育てを支援します。

(実施例) ☆おはなし会の実施

☆手づくり絵本講座の開催

☆子どもや保護者への読書案内

☆えほん BOX ハウスの巡回

イ) ボランティアスタッフを確保し、支援体制の充実を図ります。

・手遊び、わらべ歌、折り紙などそれぞれの特技を取り入れたおはなし会を開催します。

ウ) 町立図書館の協力を得て、図書コーナーを充実します。

エ) 学童保育の活動として町立図書館を訪問します。

・訪問日をおはなし会の開催日に合わせるなどして、子どもの読書意欲を高める機会を持ちます。

(今後に向けて)

◇町立図書館や学校、関係機関と情報交換を密にし、研修会に参加して知識の向上に努めます。

◇サービス拠点の拡大と運営内容の充実にも努めます。

③公民館・女性センター

《現状と課題》

公民館は地域の文化・教養の向上を目的とした社会教育施設で、町民の生涯学習活動が行われる場です。

地区公民館と女性センターには、それぞれ図書室（コーナー）があり、図書の貸し出しをしています。これらの施設は、町立図書館よりも身近な場所にあり、いつでも気軽に利用できる施設です。また、施設で開かれる料理教室や手づくり絵本教室などの行事に参加した子どもが、役に立つ情報を図書から得る実体験ができます。蔵書の内容を充実すれば、子どものみならず、町民全体が読書の素晴らしさを知り、生涯学習活動の深まりにつながると考えられます。こうした意味では、図書の管理や事業を運営する人材の育成が重要になってきます。

《具体的な取り組み》

ア) 町立図書館の協力を得て、児童図書室（コーナー）の機能を充実します。

イ) 子どもの読書に関する情報を提供します。

・行事に関連した図書の紹介

(今後に向けて)

◇子どもの読書に関する事業を工夫し、実践します。

◇職員の図書室運営に関する技術や知識の向上に努めます。

◇町民が、子どもの読書に関する意義や重要性を考える機会の提供に努めます。

◇ボランティアの育成と活用方法を検討します。

「ブックスタート」

0歳児はまだ文字を読むことはできませんが、絵本の時間を大いに楽しんでいます。絵本に描かれた食べ物に手を伸ばす子、ユーモラスな声の響きに笑い声をあげる子、お母さんと一緒に体を動かしたり、絵本をかじって味見してみたり・・・

野々市町では、保健センターで行われる10ヶ月児健康相談の会場で、赤ちゃんと一緒に絵本を読む楽しさと大切さを伝える活動「ブックスタート」を実施しています。会場では、親子が赤ちゃん絵本を実際に開いてみるすることができます。初めは不思議そうに絵本をながめていた赤ちゃんも、パラリとページを開いた途端、興味津々といった表情に。多くの赤ちゃんにとって、この機会が人生最初の読書体験となるのではないのでしょうか。絵本に対して新鮮な反応を示す赤ちゃんの姿は、大人たちを驚かせるとともに、温かな気持ちにさせてくれます。絵本とは、言葉かけによるコミュニケーションとスキンシップを自然に持つことができる便利なツールで、赤ちゃんを大切に思う人たちの心を結びつける大きな力を持っています。赤ちゃんは抱っこの中、優しいまなざしと温かい言葉を受け、自分が愛されていることを感じるといわれています。そんなすばらしいふれあいが各家庭ですぐにでも持てるように、おすすめの絵本を親子にプレゼントしています。

健康相談には毎回、およそ30組ほどの親子が訪れます。絵本を手渡すために多数のボランティアが活躍しています。「食事の支度をしている間、お父さんに読んでもらうといいですよ」「小型の絵本を常にバッグに入れておくと、外出先で赤ちゃんが退屈したときに役立ちますよ」など、子育て経験のある人や、絵本に詳しい人から、それぞれの持ち味を生かしたアドバイスが添えられます。

また町立図書館をはじめ、子育て関連施設やその活動など、地域に密着した情報が同時に得られることも保護者に喜ばれています。都合で健康相談を受けられない親子にも、保健師の協力で、絵本を手渡す機会が持てるように工夫しています。



ブックスタート会場で、絵本を楽しむ赤ちゃん

(担当：町立図書館、保健センター)

「えほんBOXハウス」

2010年春、野々市町に鮮やかなピンク色のワゴン車「えほんBOXハウス」が目見えしました。これは町が子育て支援を目的に整備した移動サービス車です。ほぼ1ヶ月周期で町内の各地を巡回し、絵本などを貸し出しています。

野々市町では既に「移動図書館車ふれあい号」が図書約2000冊を積載して運行していますが、この「えほんBOXハウス」の特徴は、サービス対象を乳幼児とその保護者に絞り、貸し出しを絵本に特化した点にあります。車内には0歳から3、4歳児向けの絵本560冊のほか、子育てに役立つ保護者向けの図書80冊がびっしり積み込まれています。

巡回先として、児童館、公園、団地（子どもたちの住居の近く）など、ふだん親子がよく利用する場所を設定しています。そして、町立図書館や子育て支援センター等の“図書の貸し出しをする施設”から離れた地区を集中的に巡回しています。巡回の時刻も乳幼児の生活リズムに合わせた時間帯に配慮しています。たとえば、保健センターには、乳幼児健診の終了後に親子が立ち寄れるように、スケジュールを作成しています。また、図書の返却期限は比較的余裕を持たせて、借りた日から1ヶ月以内としています。巡回日以外にも、子育て支援センター菅原や野々市町役場、保健センターで随時図書の返却ができるようになっていて、より利用しやすい条件を整えています。

ステーションでは、ベテラン保育士が子どもたちの年齢や1人1人の興味に合った絵本を選んで紹介してくれます。天気の良い日には、芝生の上で絵本を読み聞かせ、楽しんで帰っていく親子も見受けられます。孫のために絵本を借りてくという人もいます。保護者向けの図書では、子どもにおすすめの絵本ガイドや育児書、お弁当作りの本等が好評です。

野々市町は比較的町外からの転入者が多く、不慣れな環境で孤立感を感じながら子育てに励む保護者も少なからずいると考えられます。ここでは、町内にある子育て支援施設や、乳幼児と保護者が気軽に参加できる集いの案内も受けられます。絵本の周りに自然と人や情報が集まり、新しい出会いが生まれています。



友だちと一緒に読み聞かせを楽しむ子どもたち



えほんBOXハウス

(担当：子育て支援センター菅原)

(3) 保育園・幼稚園

《現状と課題》

町立の各保育園には園文庫があり、子どもが小さな時期から読書にふれる環境づくりを進めています。図書は保護者会費で購入し、保育士と保護者が協力しながら運営管理しています。園児の読書活動では、民生委員やボランティアも一体となって読み聞かせなどを行っています。また保育士は自主的に絵本の勉強会を開き、研修を深めています。最近では、園児の読書意欲とかかわりなく、保護者の関心の度合いや就労時間の事情によって、貸し出し状況に差がみられる傾向があります。

幼稚園では、図書の貸し出しや読み聞かせ等を実施しており、園児や保護者から好評を得ています。さらに取り組みを活性化するためには、職員やボランティアの確保、新刊図書や優良図書等の情報収集も重要です。

これまで、民間の施設である幼稚園や私立保育園と行政機関である町立保育園や町立図書館等の間に明確な協力体制はありませんでした。今後は、両者の間に協力体制を確立することが必要だと考えています。

《具体的な取り組み》

- ア) 保育園では園文庫及び「クラス絵本」の充実と活用を図ります。
- イ) 幼稚園では子ども図書の貸し出しを促進します。
- ウ) 図書や紙芝居の読み聞かせを実施します。
 - ・町立図書館の図書を積極的に活用して、園児が興味を持つテーマを取り入れます。
 - ・民生委員やボランティアの協力を得て、支援体制の充実を図ります。
- エ) 園児と保護者へ図書や図書を利用できる施設の情報を提供します。
- オ) 保護者に、親子でふれあい読書することの大切さを啓発します。
- カ) 保育士、教職員の知識及び技術の向上に努めます。

(今後に向けて)

- ◇園文庫の効率的な運営方法を検討します。
- ◇園児が集中して読書できる環境と設備を整えます。
- ◇幼稚園、保育園、小中学校、町立図書館等が情報交換や研修する連絡会を作ります。

「園文庫」

町立の各保育園には、園児のために絵本を集めた「園文庫」が設置されています。書架には乳児から年長まで各年代の子どもの発達段階に応じた絵本が揃っています。

園内で利用することはもとより、毎日のお迎えの時間に保護者と一緒に絵本を選び、家庭でゆっくり楽しむこともできます。子どもたちにはたくさんの絵本と出会う機会があり、家事や仕事で忙しく、図書館等を利用する余裕のない保護者にとっては便利なサービスです。

野々市町では、家族間の会話がより多く持たれることを目的として、子育て家庭を対象に「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組んでいます。その効果的な方法として「読み聞かせ」を推奨しています。絵本を読んだり、選んだりしていく中で、家族とのスキンシップや会話が自然に生まれます。一番身近な人に読んでもらうことでいつも以上に心の絆が強まります。この日に、園文庫から1冊借りて帰ることを勧めている園もあります。

ある園児が1冊の絵本を繰り返し何度も借りたがるので、保護者が同じものを買って与えたところ、園児はなぜか買った絵本の方はあまり読まなかったというケースがありました。保育園の帰りに借りていくこと自体が魅力だったのでしょうか？また、別の保護者が、1匹のカエルを救うために仲間が力を合わせるという物語を読み聞かせたとき、最初は園児の集中力が続かず、終わりまで読めなかったのが、時間をおいて読み聞かせるうちに園児の理解が深まり、「やさしい話だね」と感想を話すまでになりました。その保護者は読書によって子どもの心が成長したことを知り、喜びを感じたと話していました。

園文庫は、常に子どもの周りに絵本がある環境を保証してくれる大切な存在です。園児と保護者にとって最も身近な「小さな図書館」ともいえます。収集する絵本の質が重要視されます。このため、保育士会では絵本に関する研修会で知識を深め、園児たちに勧める絵本を厳選しています。保護者が、よい絵本を選び購入できるようにアドバイスもしています。



絵本を読んでもらう保育園児



(担当：町立保育園)

(4) 学校

①小学校

《現状と課題》

野々市町では、すべての小学校の図書館に専任の学校司書が常駐しています。専任であるため、日頃から子どもたちに目が行き届き、ニーズを上手につかんで選書に反映させることができます。また、子どもが読書に興味を持つ行事を豊富に取り入れることができます。現在、小学校では、司書教諭や学校司書(注1)の企画立案による図書館事業、全校挙げての読書活動、図書利用に関する学習、図書委員会活動、さらにボランティアの協力による読み聞かせなど様々な活動を展開しています。さらに、平成20年度には学校図書館に蔵書管理システムが導入され、貸し出し・返却・蔵書検索等の事務効率が大幅に向上しました。そのため、学校図書館を利用する児童は年々増加しています。

学校図書館の利用状況には、全校共通の特徴がいくつかあります。

- ・低学年・中学年で多く、高学年は少ないこと。
- ・多くの図書を読む児童と、あまり読まない児童の差が大きいこと。
- ・図書館からの距離が近いクラスには貸し出しが多く、遠いクラスには少ないこと。

学校図書館の貸出統計によると、一定期間に一人で100冊以上の図書を借りた児童がいる一方で、10冊に満たない児童もいます。このため学校図書館では、常に子どもの読書への興味を掘り起こす努力をしています。また、数多く借りる児童でも、娯楽系図書に利用が偏る場合、純粋に活字を読む「読書量」が多いとは言えません。このような状況から「読書の質の向上」という課題も残されています。

蔵書数は、今後児童数の推移を見て、適正な蔵書数を確保する必要があります。また、閲覧席や書架が不足しており、その対策も必要です。

(注1) 司書教諭と学校司書の違い

司書教諭は、学校図書館法の規定により、学校図書館の専門的職務(資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等)を掌るために配属される教諭。

学校司書は、学校図書館の管理やサービスを担うために配置された専任の職員。現状では法的根拠はない。

野々市町では、図書館法による司書の資格を持つ者が、学校司書(事務職)として全小中学校図書館に配置されている。

《具体的な取り組み》

- ア) 「読書週間」などの読書強化の取り組みを年3回実施します。
- イ) 朝の始業前の10分間を自由読書の時間とする「朝読書」を推進します。
- ウ) 図書及び図書館の利用の学習を推進します。
- エ) 司書教諭と学校司書が連携して読書関連事業及び授業への適切な指導をします。
- オ) 図書委員会の活動を活性化します。
- カ) 各校で、個人貸し出しや全校の年間貸し出しの目標値を定め、読書活動を推進します。
- キ) 図書館に足を運ぶ児童を増やすための催しを実施します。

- ク) 「ノーテレビ・ノーゲームデー」に合わせた家庭での読書すなわち「家読」^{うちどく}を推奨します。
- ケ) 学校司書は、児童や教職員へきめ細かなサービスと適切な情報を提供します。
- コ) 電算システムやインターネットを活用して、図書館サービスの高度化を図ります。
- サ) 図書館の利用促進につながる貸し出し方法や室内展示の工夫をします。
- シ) 児童の図書館や読書への関心を高めるために、多様な広報活動を実施します。
- ス) 町内外の図書館と連携を深め、情報交換や自主研修を行い、知識や技術の向上に努めます。
- セ) 常に児童の身近に図書がある環境を作ります。

(実施例) ☆各階ロビーの図書コーナー、第2図書室の設置

☆学習テーマに合った図書の各特別教室への配本

- ソ) 児童には学校図書館を公共図書館の利用方法を身に付ける場と位置付けて指導します。

(今後に向けて)

- ◇学校図書館図書標準(注2)の蔵書数の達成を目指します。
- ◇町立図書館を含む町内学校図書館の横断検索システムを構築し、蔵書の共有化を目指します。
- ◇児童の読書量を増やすとともに、読書の質の向上に努めます。
- ◇図書館利用指導(図書館を使った調べ方を学ぶ時間)を教育課程に組み込むように努めます。

(注2) 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めたもの。
学級数に応じた蔵書冊数が決められている。

②中学校

《現状と課題》

中学校でも学校司書が配置されており図書委員会活動、朝読書、図書館利用指導などの活動が行われています。日頃の読書意欲を高める工夫もあって来館者数が大幅に増えています。近年は、通常の図書の貸し出し利用のほか、総合学習や社会科など、授業の一環としての館内閲覧や調べ学習にも利用されています。

今後、読書推進活動をより豊かなものにするために、読み聞かせや図書館運営のボランティアが求められます。

生徒は部活動や学習で忙しく、思うように読書の時間が取れません。また、これまでの読書経験から、読書に興味のある生徒と興味のない生徒の差が拡大する傾向にあります。生徒が落ち着いて読書できる時間の確保が大切です。各中学校の蔵書数は、今後生徒数の推移を見て、適正な蔵書数を確保する必要があります。

《具体的な取り組み》

- ア) 朝の始業前の10分間を、自由読書の時間とする「朝読書」を推進します。
- イ) 図書及び図書館を利用するための学習を推進します。
- ウ) 学校司書は、生徒や教職員に対して、適切なサービスを提供します。

- エ) 電算システムやインターネットを活用して、高度なサービスを提供します。
- オ) 図書委員会の活動を活性化します。
- カ) 図書館の利用促進につながる貸し出し方法や室内展示の工夫をします。
- キ) 町内外の図書館と連携を深め、情報交換や自主研修を行い、知識や技術の向上に努めます。

(今後に向けて)

- ◇学校図書館図書標準の蔵書数の達成を目指します。
- ◇司書教諭が読書活動や読書関連事業及び授業へ、適切に指導できる時間を確保します。
- ◇ボランティアスタッフを確保し、支援体制の充実を図ります。
- ◇町立図書館を含む町内学校図書館の横断検索システムの構築を目指します。
- ◇施設の機能の充実に努めます。

③高等学校

《現状と課題》

町内の県立高等学校の図書館は、生徒玄関前に位置しており、館内には閲覧コーナー、学習コーナー、書庫を備え、生徒が利用しやすい環境になっています。「図書館は“読みたい！知りたい！”人の味方です」をモットーに、自発的主体的な学習活動を支援しています。最近では、総合的な学習の時間やホームルーム活動（LH）や多くの教科の授業に利用されています。また、放課後は3年生が多く学習コーナーを利用しています。生徒会の図書委員会活動は、1人でも多くの生徒が利用するように、昼休みの図書の貸し出し・返却（カウンター業務）、読書会の準備、館内の展示、明倫祭（学園祭）の企画等に取り組んでいます。

高等学校の図書館は蔵書数もそれなりに多いのですが、生徒の多様な興味・関心には十分対応できません。また、年々変わる進路状況の情報収集においても、難しい面が多々あります。このため、町立図書館や県立図書館とのネットワークが必要となります。推薦図書コーナーや掲示コーナーを定期的に更新していますが、さらに創意工夫が必要です。

《具体的な取り組み》

- ア) 学校司書は、生徒や教職員のニーズに合った適切なサービスを提供します。
- イ) 情報化を進め、便利で高度なサービスを提供します。
- ウ) 図書館・教員・生徒が一体となった効果的な読書指導を実施します。
- エ) 図書委員会の活動を活性化します。
- オ) 図書及び図書館に関する広報活動を工夫し、読書意欲を高めます。

(今後に向けて)

- ◇読書に親しむ態度を育み、望ましい読書習慣を確立させるために、LHの時間に全校一斉(または学年単位)の読書活動を年に複数回実施します。
- ◇校内の図書検索システムを町立図書館や県立図書館の横断検索システムと接続し、生徒の多様な興味・関心に対応できるようにします。

「学校図書館と町立図書館の協力体制」

町内の小中学校と高校の図書館にはそれぞれ専任の司書が勤務しています。学校司書の存在が図書館をより便利にするといわれますが、その1つの例として図書の相互貸借というサービスがあります。

読みたい図書がその図書館に所蔵されていない場合、利用者は図書館にリクエストできます。つまり、ほかの学校図書館から借り受けることができるのです。町立図書館から借りることも可能です。県立図書館や県内市町立図書館から借りられる場合もあります。1つの図書館に所蔵できる図書の数は限られますが、こうすれば児童生徒の利用できる蔵書数は大幅に増えます。

図書が確保できたら、次はそれを利用者に届ける手段が必要です。町立図書館では「学校図書館連絡車」を設け、町内の全小中学校と高校を週1回巡回し、図書を運搬しています。高校の図書館では以前、ある生徒からリクエストを受けた小説を町立図書館に貸出依頼したところ、数日後には届いたので、生徒がとても驚き、喜んだということです。

いま小中学校で盛んに行われている調べ学習では、内容をまとめるためたくさんの図書を必要とします。従来は校内にある図書だけでしたが、今では、各館の司書にテーマを伝えれば、わかりやすい資料は小学校から、より詳しい資料は中学校から、一般的な資料は町立図書館からとそれぞれの特徴を生かした様々な図書を集めることができます。学習内容もより豊かになることが期待できます。同じ本が複数集まることもありますが、グループに分かれて学習する際にはかえって好都合です。

こうしたサービスが実現した背景には、各図書館司書の情報交換があります。町立図書館には学校図書館支援室が設けられ、司書連絡会が毎月開かれます。ここでは、司書が日常抱えている問題点を報告し合い、サービス向上につながるアイデアを話し合っています。解決できる問題があれば、お互いに協力を惜しみません。相互貸借や連絡車の体制整備はそこから生まれました。図書館間のネットワークは目立たないけれど、子どもたちの読書意欲を後方から支えています。



町司書事務連絡会



学校図書館連絡車で運搬される図書
(町立図書館 学校図書館支援室内)

(担当：町立図書館、町内小中高等学校)

④特別支援学校（注1）

《現状と課題》

障害のある児童生徒が、学校図書館で効果的に図書を利用するためには、それを援助する専門的な技術や知識を持った職員が不可欠です。また、児童生徒の実態は様々であり、図書館には1人1人の特性に応じた図書類の選択・収集が必要です。あらゆる障害に対応できる施設・設備の整備も必要です。

しかし現状では、町内の特別支援学校で図書館を担当する職員はわずかです。また学校図書館業務の経験がない教員や、司書教諭（注2）の資格のない教員が割り当てられるケースもあります。このような状況では様々な不都合が生じることがあります。これらの問題を解決するために担当者に必要な研修を受けさせたり、保護者や地域のボランティアによる支援を積極的に活用したりすることが、大変重要になってきます。

（注1）特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。

（注2）司書教諭

学校図書館法の規定により、学校図書館の専門的職務（資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等）を掌るために配属される教諭。当該教諭は司書教諭の講習を修了した者でなければならないとされている。

《具体的な取り組み》

- ア) 児童生徒が読書に関心を持つきっかけづくりをします。
- イ) 保護者に読書のすばらしさを伝える働きかけをします。
- ウ) 保護者や地域のボランティア、児童生徒も読み手に加え、バラエティに富んだ読み聞かせを行います。
- エ) 担当職員の技術や知識の向上に努めます。
- オ) 児童生徒に豊富な図書と図書館の利用機会を提供します。

（今後に向けて）

- ◇誰もが図書を利用しやすい環境を整備します。
- ◇学校図書館の貸し出し手続をできる限り簡便にします。
- ◇障害の特性に応じた図書類を充実・整備します。
（例：点字図書、音声資料、大型絵本、触れて見る絵本、電子紙芝居、読み上げソフトなど）
- ◇障害者サークルが読書活動に使いやすいコーナーづくりに努めます。

⑤教育支援センター(注)

《現状と課題》

教育支援センターでは、児童生徒の読書推進のため、読書コーナーの設置、外部講師を招いての読み聞かせ、図書館の訪問などを実施しています。教育支援センター内の蔵書は、児童生徒の多様な興味に対応するには充分ではありません。児童生徒の読書要求に応じていくためには、町立図書館等の連携を充実させていく必要があります。

(注)教育支援センター

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む。)を行うことにより、その学校復帰を支援し、不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的として、市町村教育委員会が設置する施設。

野々市町では、町教育センター内に設置されている。

《具体的な取り組み》

- ア) 絵本や紙芝居の読み聞かせをし、児童生徒が図書に接する機会を増やします。
- イ) 児童生徒が読書に関心を持つきっかけづくりをします。
- ウ) 職員の技術や知識の向上に努めます。

(今後に向けて)

- ◇「朝読書」の時間の確保に努めます。
- ◇町立図書館からの団体貸し出しを受けて、児童生徒に豊富な図書を提供します。
- ◇司書による読み聞かせや図書の紹介等のサービスを受け、児童生徒の読書意欲を高めます。

「朝の読書」

— 朝、授業開始時間の少し前、児童生徒たちは席につき、各自が持参した図書を読み始めます。それからおよそ10分間、子どもたちは読書に集中し、教室はとて静かです。

こうした「朝の読書」活動は、1988年に千葉県2人の高校教員が提唱し、始めた運動です。「朝読（あさどく）」とも呼ばれ、いま全国の小中高等学校に広がりつつあります。ルールは単純で、「みんなでやる」「毎日やる」「好きな本でよい（教科書、雑誌、漫画は除く）」「ただ読むだけ」の4点です。全国での実践結果から、朝の読書には、次のような効果があると言われています。

- ・ 子どもたちが落ち着き、スムーズに授業に入れる
- ・ 集中力が身に付く
- ・ 読解力が向上する
- ・ 読書が好きになる
- ・ 仲間と読書の話話を共有する楽しみが持てる など

野々市町では、年間行事の中に期間を決めて行う例も含めて、すべての小中学校で、朝の読書に取り組んでいます。

朝の読書は、ふだんから図書をよく読む、読まないに関わりなく、みんなが一斉に取り組めます。読書離れが進む昨今、児童生徒たちにとってこの10分間は、もしかすると唯一の、貴重な読書時間であるといえます。子どもたちは、感想文などの心配をせず、自分の興味や読書力に合った図書を選べるので「難しい本を読まなくてはならない」という固定観念に縛られず、のびのびと純粋に読書を楽しむことができます。読書好きな子どもが増えることもうなずけます。

では、児童生徒たちはどんな本を読んでいるのでしょうか。それには「図書館で借りた本」「自分で買った本」「友人から借りた本」等があります。朝の読書が図書館利用のきっかけとなり、また友人との、メールなどを通さない直接のコミュニケーションに役立っていることがうかがえます。



朝の読書に取り組む小学生

(担当：町立小学校・中学校)

(5) 町立図書館

《現状と課題》

町立図書館は、町民の生涯学習の場であり、情報の基地として重要な施設です。町全体で行われている子どもの読書活動を取りまとめ、強力に推進していく役割を担っています。

町立図書館は、児童向け図書や紙芝居の収集・貸し出しをするほか、乳幼児や児童が読書に親しむきっかけづくりとなる事業を開催しています。さらに、町内の学校や地域で子どもの読書に関する活動に取り組んでいる団体への貸し出しもしています。

図書館外のサービスにも重点を置いています。子どもたちの自宅により近い地区公民館等の施設へ多数の図書を配本しています。また施設から離れた地域には移動図書館車を巡回しています。ブックスタートでは、図書館職員とボランティアが会場の保健センターへ出向いて活動しています。地域の要望で、司書が子どもの集まる場に出向き、おはなし会をする機会も増えています。

今後サービス需要の拡大に応えるためには、ボランティアの協力は大きな力となります。そのための人材育成も必要です。また、施設を最大限に活かした事業を工夫すると同時に、将来にわたってどのような施設と機能と図書資料がこの町に必要なかを、町民全体で考えていくことが大切です。

《具体的な取り組み》

ア) ブックスタート（平成15年7月開始）推進の母体となり、活動します。

イ) 乳幼児と保護者に利用しやすい図書館環境を作ります。

- ・行事の開催や広報を通じて、「図書館は赤ちゃんを歓迎します」というメッセージを、保護者と利用者に伝えます。

- ・乳児と保護者の安全に配慮し、利用しやすい設備を整えます。

ウ) 子どもが読書に関心を持つきっかけづくりとして、おはなし会を開催します。

エ) 電子書籍も視野に入れ、町立図書館の蔵書の充実を図ります。

オ) 司書及び職員の研修機会を増やし、より高度なサービスの提供に努めます。

カ) 地域の関係者と連携を深め、協力体制を作ります。

- ・町内の学校や保育園その他の施設で図書部門を担当する人と積極的に情報交換し、協力関係を深めます。

- ・読書に関する活動をしているグループやボランティアと情報交換し、協力を要請します。

キ) 団体貸出や相互貸借のシステムを活用して、子どもたちに図書を届けます。

- ・団体貸出及び学校図書館連絡車を活用して、学校図書館に図書を貸し出します。

- ・子どもの読書に携わるグループには、必要な冊数・期間借りられるようにします。

- ・町内及び近隣の大学図書館や町外の公立図書館からの相互貸借による図書の提供に努めます。

(今後に向けて)

- ◇ヤングアダルトサービス（注）の充実を図ります。

- ◇障害のある子や外国人、図書館を利用しにくい子どもへのサービスを向上させます。

- ◇子どもの読書に関するボランティアの育成とその活用に努めます。

- ◇子どもの読書に関する講座や講演の開催に努めます。

◇施設と設備の充実に努めます。

- ・野々市町にとって望ましい図書館のあり方を検討します。

(注) ヤングアダルトサービス

ヤングアダルトは概ね小学校高学年から大学生までの青少年を指し、大人でもなく子どもでもない、その年代独特の情報要求に応える資料やサービスを図書館が提供することをいう。

「読み聞かせボランティア」

いま、子どもの読書への関心を高める手段として「読み聞かせ」が注目されています。学校や施設など、いたるところではおはなし会が持たれ、そこで多くのボランティアが読み聞かせをしています。

町内には「フレンズ」という女性2人組のボランティアグループがあります。既に読み聞かせ経験10年以上のベテランの2人ですが、活動を始めたきっかけは、とにかく読書が好き、子どもが好きという気持ちからでした。現在、町立図書館、保育園、子育て支援センター、児童館、小学校と広範囲に活躍しています。

読み聞かせは、場所や対象によって求められるものが異なります。例えば小学校では、学年に応じて子どもの理解力や興味を考慮し、絵本を選んでいきます。町立図書館のおはなし会では、乳幼児から小学生まで幅広い年代の子どもが集まるので、誰もが楽しめる工夫が必要です。読み聞かせのほかに、わらべ歌や折り紙を取り入れることもあります。3歳ぐらいまでの幼い子ばかりが集まる施設では、親子と一緒に体を動かしながら楽しめる絵本を用意しています。

保育園では、大勢の園児が1ヶ所に集まっておはなし会を楽しみます。読み始めると子どもたちの目は絵本に釘づけになります。物語に集中していたかと思うと、楽しい場面では興奮して「キャーッ」と大歓声をあげます。絵本には自分自身で読む楽しみだけでなく、“誰かに読んでもらう”という格別の楽しみ方があります。仲間たちと感動を共有できるのもまた、おはなし会の楽しみの一つなのです。

「フレンズ」の2人は、読み聞かせボランティアを通して、いろいろな本と関わったこと、中でも児童書を読む機会を持ったことが収穫だったとおっしゃっています。また、保育園等で読み聞かせを聞いた子どもが、街角で「フレンズのおばちゃん！」と親しみを込めて声をかけてくれます。それが喜びなのだそうです。その子が小学校に入学すれば再び「フレンズ」と出会うこともあるでしょう。周囲の大人が子どもたちの成長を見守っていく、そういう地域の結びつきに読み聞かせが役立っています。

これから読み聞かせボランティアを始める方へのアドバイスとして、絵本の読み方に正解はなく、その人の持ち味を活かせばよい、実演回数を増やせば自然と上達すると話しておられます。



おはなし会で読み聞かせするフレンズの2人

4. 広報活動

地域社会全体の誰もが読書に関心を持ち、子どもの発達段階や個性に応じた主体的な読書活動を支えていく必要があります。

野々市町の施設や学校などでは、子どもの読書推進の趣旨を町民全体で共有するために、積極的で適切な啓発・広報活動を推し進めます。家庭、地域、学校等で、子どもの読書意欲を高め、活動の推進につながる取り組みが行われることを推奨します。

○「子ども読書の日」、「石川県子ども読書月間」に合わせた広報の実施

国は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」4月23日を「子ども読書の日」と決めました。（子どもの読書活動の推進に関する法律）石川県では、4月23日の「子ども読書の日」から5月22日までの1カ月間を「石川県子ども読書月間」としています。野々市町内でも、この期間に子どもの読書に関する催しがいたるところで行われます。野々市町は、これらの活動を積極的に広報し、子どもの読書活動の啓発に努めます。

○町の広報誌、放送を活用した情報提供

子どもの読書の大切さや、町内で取り組まれている様々な催しや制度を、「広報ののいち」やコミュニティ放送局「FMエヌワン」の放送を活用して伝えます。

○町のホームページを活用した情報提供

いつでも、どこでも、だれでもが必要に応じてアクセスできるインターネットの利便性を生かし、子どもの読書に関する情報を多くの人に提供します。

5. 推進体制

野々市町の子ども読書活動を計画的かつ広く推進するため、町ぐるみの協力体制を確立します。町関係機関と県立学校、また幼稚園など民間の施設、その他子ども読書活動に取り組む団体からなる連絡会を設置し、進捗状況を確認・評価するとともに、外部評価委員会を設置し必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。

添 付 資 料

ののいち元気家族三か条

一 早ね 早おき

家族いっしょの朝ごはん

一 手つだい 読書

家族のちんそく

一 ほめる しかる

家族のきげすな

保護者のみなさんへ

家庭教育はすべての教育の基礎であり、子どもの人格形成や生活習慣に大きな影響を与えます。子どもにとって親（保護者）が初めて出会う大人であり、さまざまなことを家庭から学び身につけ、そしてそれが生涯を通して生き続けます。子どもが自らの力で心身ともに健全に育つことができるよう適切な援助を行なうのが家庭の役割といえます。しかしながら、一方で大人自身の価値観や生き方が変化するに伴い、さまざまな家庭形態や生活様式が生まれ、家庭がその役割を果たしきれていない状況があります。そこで、私たちが子どもたちにとって何が必要かを今一度考えるきっかけとして、また子どもの心身共に健やかな成長のための家庭づくりを願って、この「ののいち元気家族3か条」を策定しました。ぜひ、あなたの家庭で取り組んでください。

❁ 早ね 早おき 家族いっしょの朝ごはん



基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性の基礎を育みましょう

日々成長する子どもたちにとって十分な睡眠、栄養バランスのとれた食事は心と体をつくる上でとても大切です。眠っている間にも心身ともに必要な成長ホルモンが分泌されます。逆に夜ふかしはホルモンの分泌が抑制されるだけでなく、十分な睡眠が取れない、朝早く起きられない、一日の活動のエネルギー源となる朝ごはんがきちんと取れない等生活リズムの乱れを引き起こします。健やかな心と体のため子どもの基本的な生活習慣を整える環境づくりを心がけましょう。

❁ 手つだい 読書 家族のやくそく



子どもの社会性・規範意識を身につけ、自立心を育みましょう

お手伝いは達成することの喜びを味わったり、役割を努める責任感を身につけます。読書はいろいろな知識と知恵、想像力を育みます。子どもが小さいうちは読み聞かせをしてあげること親子のふれあいにもなります。また親自らが手本となって社会ルールや家庭で決めたルールを守り、子どもの規範意識を育みましょう。社会の最小単位である家庭の中で様々な人間関係や役割関係を育み、子どもに社会性を身につけさせ、自立心を育てましょう。

❁ ほめる しかる 家族のきずな



親子のふれあいを通して子どもの自己肯定感を育みましょう

子どもの成長において強い心の幹となるのは自信と自分を大切にすることです。「ほめる」ことで子どもは自信や自己肯定感を持ち、「のびる」ことに繋がります。また、子どもが間違っただけの行いをして「しかる」時は、正しいことを「教える」絶好の機会です。「ほめる」と「しかる」をきちんと行いましょう。成長につれ、様々な悩みにぶつかることもあるでしょう。そうした時に家族のやさしさや思いやりといった目には見えない心の繋がりを一きずな一を感じることができるとそれが励みや支えになり子どもは自ら勇気をもって問題を解決していくでしょう。

家庭教育について困ったらまず相談を・・・

育児電話相談 電話 076-248-3511 月～金 8:30～17:15 (野々市町保健センター)

教育相談 電話 076-246-7830 なやみなし 月～金 10:00～16:00 (野々市町教育センター)

家庭教育電話相談 電話 076-263-1188 月～金 9:00～17:00 (石川県教育委員会)

家庭教育カウンセリング 毎月第3土曜日 9:00～12:00 (要予約263-1188) (石川県教育委員会)

野々市町では家庭教育についてさまざまな機会を利用し、家庭教育講座を開催しています。お気軽にお問合せください。

お問合せ

野々市町家庭教育推進協議会事務局 (野々市町教育委員会生涯学習課)
電話 076-227-6116 FAX 076-227-6258



親子で一緒にすごす時間、へっていませんか？

テレビが家の主役になっていませんか？

ゲームが子どもの友達になっていませんか？

毎月第1 **水** 曜日は

NO テレビ

NO ゲーム



月に一度、テレビやゲームを消して、親子でゆっくい会話をしましょう！

野々市町では、子育て家庭に毎月第1水曜日の「ノーテレビ・ノーゲームデー」を推奨しています

主催 ● 野々市町生徒指導連絡協議会 / “ののいちっ子を育てる”町民会議
共催 ● 野々市町PTA連合会 / 町内保育園 / 町立小中学校 / 野々市町家庭教育推進協議会

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次) (抜粋) 平成20年3月11日閣議決定

第3章 基本的方針

第2章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本的方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第2条や文字・活字文化振興法第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要である。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

野々市町立図書館協議会委員

(順不同)

役 職	氏 名		
会 長	半 村 民 雄	学識経験者	
職務代理	帆 莉 宏 典	利用者代表	
委 員	赤 江 利 香	学校図書館司書	
〃	魚 住 慧 子	読書会連絡協議会会長	
〃	川 上 秀 子	家庭教育サポーター	平成 22 年 4 月 1 日から
〃	高 尾 外 茂 子	元図書館長	平成 22 年 3 月 31 日まで
〃	中 村 恵 子	女性協議会代表	平成 22 年 4 月 1 日から
〃	橋 野 千 恵 子	ボランティア代表	平成 22 年 3 月 31 日まで

野々市町子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループ員

(順不同)

区 分	氏 名	所 属
座 長	広 見 信 夫	町立図書館 館長
副座長	谷 和 子	町立あすなろ保育園 副園長
	中 野 由希子	町生涯学習課 主査
	田 中 和 子	町保健センター 主任保健師
	高 塚 美奈子	町立野々市小学校 司書
	石 本 典 子	町立富陽小学校 司書
	出 嶋 昌 子	町立野々市中学校 司書
	横 長 衣 子	県立野々市明倫高等学校 司書
	山 崎 京 子	町立図書館 主査
	石 田 明 子	町立図書館 司書

※所属は平成22年3月現在

計画策定の経過

平成 21 年 6 月 23 日	「野々市町子ども読書活動推進計画の策定について」(諮問)	教育委員会から図書館協議会へ諮問
平成 21 年 7 月 23 日	第 1 回ワーキンググループ	計画の概要・日程説明 計画の構成検討
平成 21 年 11 月 26 日	第 2 回ワーキンググループ	計画素案の作成
平成 21 年 12 月 11 日	平成 21 年度第 3 回図書館協議会	計画素案の審議①
平成 22 年 1 月 20 日～2 月 16 日	パブリックコメント募集	
平成 22 年 2 月 24 日	第 3 回ワーキンググループ	計画素案の修正
平成 22 年 3 月 18 日	平成 21 年度第 4 回図書館協議会	計画素案の審議②
平成 22 年 6 月 22 日	平成 22 年度第 1 回図書館協議会	計画素案の審議③
平成 22 年 7 月 27 日	平成 22 年度第 2 回図書館協議会	答申内容の決定
平成 22 年 8 月 18 日	答申	図書館協議会から教育委員会へ答申
平成 22 年 9 月	「野々市町子ども読書活動推進計画」策定	

野々市町子ども読書活動推進計画

平成22年9月

発行 野々市町教育委員会
編集 野々市町立図書館
〒921-8815 石川県石川郡野々市町本町2丁目14番6号
TEL 076-248-8099 FAX 076-248-8175
<http://www.town.nonoichi.lg.jp/library/top.html>